

第 4 期中期目標期間（4 年目終了時）における 達成状況評価の評価方法の方向性について（案）

≪論点 1≫ 法人の自己評価と達成状況報告書への記載について

【検討事項①】 法人の自己評価の内容

<方向性>

- 基本的には、文部科学省国立大学法人評価委員会が自己評価について定める内容に準拠する。具体的には、以下①～⑤について各法人に自己分析・評価を求める。

【評価指標の達成状況】

- ①：定量的な評価指標 → 当該指標の数値目標に対する実績値
- ②：定性的な評価指標 → 当該指標に関わる取組や活動の実績
- ③：自己判定 → 当該指標に係る達成状況を 3 段階で自己評価
- ④：達成が見込まれない場合（評価指標の自己判定が「i」）、その理由
 - ※ 意欲的な評価指標の達成が見込まれない場合、取組の進捗等を含む。
- ⑤：特記事項 → 当該指標に係る優れた実績・成果等

【中期計画の実施状況】

- ⑥：当該中期計画のうち評価指標の設定がない事項の達成が見込まれない場合、その理由
 - ⑦：その他 → 当該中期計画のうち評価指標の設定がない事項の実施状況及び優れた実績・成果等
- なお、同委員会の評価においては、「優れた点」を抽出する際に活用するため、「優れた実績・成果が上がっているもの」の自己評価を求めているが、機構の教育研究評価では「特色ある点」（詳しくは【検討事項④】を参照）を抽出するため、それらに加え「個性を踏まえたユニークな取組」等の自己評価を求めるものとする。

【検討事項②】 達成状況報告書（実績報告書）への記載

<方向性>

- 各法人の評価作業に係る負担軽減のため、文部科学省国立大学法人評価委員会の実績報告書の様式と統一化を図る。
- また、法人の自己評価（上記【検討事項⑤】の①～⑤）の結果については、資料 3 - 2 「第 4 期の達成状況報告書の記載イメージ」のとおり記載するものとする。

《論点2》達成状況評価における判断基準及び段階判定の方法について

【検討事項③】中期目標、中期計画及び評価指標の判断基準

＜方向性＞

- 基本的には、文部科学省国立大学法人評価委員会の判断基準に準拠する。
- 第4期より新たに導入された評価指標については、
 - ① 定量的な評価指標では、実績値が達成水準を大きく上回っている場合（130%以上が目安）に判定をiiiとする。ただし、一律に130%以上でiii判定とするのではなく、その基準値や目標値の設定状況や当該法人にとっての困難度等を踏まえて評価指標ごとに判断する。
 - ② 定性的な評価指標では、当該指標において定めた達成水準を達成した上で、さらに優れた実績・成果が認められる場合に判定をiiiとする。

【文部科学省第4期中期目標期間評価における業務実績評価実施方法に関する説明会（R6.3.18） 資料1より抜粋】

評価委員会による検証

(参考) 評価委員会による検証のイメージ

各中期目標の達成状況

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する事項①

中期目標

中期計画

中期計画の実施状況

① ~~~~~

② ~~~~~

○ 評価指標

① ~~~~~

② ~~~~~

中期計画の実施状況

評価指標の達成状況に重点を置いた評価を実施することが前提であるが、例えば**策定段階に予期し得ない実績・成果が生じた場合等について、「優れた点」として取り上げる。**

※中期計画のうち評価指標の設定がない事項についての実施状況を本欄で確認し、評価する

※意欲的な評価指標については、達成水準を満たしているか、大きく上回っているかを確認し、達成水準を満たしていない場合には取組に係る進捗が十分か不十分かについても検証。

定量的な評価指標の達成状況

実績値によって達成・未達成を判断し、客観的に実績値が達成水準（目標値）を**大きく上回っている場合（130%以上が目安）はiiiと評価。ただし、一律に130%以上であればiiiとするのではなく、基準値及び目標値の設定状況や当該法人にとっての目標の困難度等を踏まえて評価指標ごとに判断。**

例) 困難度高→130%未満でもiiiとする
困難度低→130%以上でもiiiとしない

No.	基準値				実績			目標値
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
①	24	25	26	27	28	(31)	(32)	32

定性的な評価指標の達成状況

「○○の実施」や「○○の創設」といった、**取組の成否のみを達成水準として設定されている場合、法人、評価委員会双方にとって、大きく上回っていることを客観的に説明することが困難であり、原則iiの評価を想定。**

※なお、実施や創設を達成した後の具体的取組によって優れた実績・成果を上げ、中期計画の実施に寄与していることが認められる場合には、評価指標としてはiiと評価するが、中期計画の実施状況の「優れた点」とし、中期計画の評価に反映。
(«中期計画の実施状況»に改めて記載されている必要はない)

【検討事項④】特記事項の抽出方法

<方向性>

- 基本的には、文部科学省国立大学法人評価委員会の抽出基準である、
 - ①②：評価指標や中期計画の達成状況から「優れた点」を抽出
 - ①②：評価指標や中期計画の達成状況から「改善を要する点」を抽出に準拠する。
- なお、第3期同様、国立大学法人等の個性の伸長に向けた主体的な取組を支援・促進する観点から、上記①②の抽出に加え、「現段階においては十分な成果は出ていないものの、個性を踏まえたユニークな取組であると判断されるものや将来的に成果が見込まれる（期待される）先進的な取組であると判断されるもの」を「特色ある点」として抽出するものとする。

【文部科学省第4期中期目標期間評価における業務実績評価実施方法に関する説明会（R6.3.18） 資料1より抜粋】

優れた点・改善すべき点として指摘する事項

実施方法の手引

- 評価委員会は、検証の結果、**中期目標の達成に向けた取組みが以下に該当する場合に、「優れた点」「改善すべき点」**として指摘。

優れた点

- ① 評価指標の達成状況について、**達成水準を大きく上回っていると認められる場合**
（4年目終了時評価においては、達成水準を大きく上回ることが見込まれる場合）
- ② 中期計画の実施状況について、**優れた実績・成果が認められる取組**
- ③ 実績報告書Ⅶ[※]における計画の実施状況において、**他法人のモデルになり得る先進性・先駆性が認められる場合**
※大学共同利用機関法人においては実績報告書のⅥに読み替える。
- ④ 財務諸表及び決算報告書の分析により優れた点が認められる場合

改善すべき点

- ① 評価指標の達成状況について、**達成水準を満たしていないと認められる場合**
（4年目終了時評価においては、達成水準を満たさないことが見込まれる場合）
- ② 中期計画を**十分に実施していないと認められる場合**
- ③ 各学部・研究科等における課程別**学生収容定員の充足率**が複数年度にわたって一定程度（90%未満）の傾向にあることが認められる場合
<国立大学法人のみ>
- ④ 発生した事件・事故等のうち、**再発防止に向けた取組みを求める場合**

- ① 評価委員会が**評定を引き下げることが適当と判断した重大な事案**
 - ② **同様の事案が複数年度にわたって発生している場合**
 - ③ 発生した事案に対する**対応状況が不十分と認められる場合**
- ⑤ 財務諸表及び決算報告書の分析により**課題が認められる場合**
※大学共同利用機関法人においては④は③、⑤は④に読み替える。

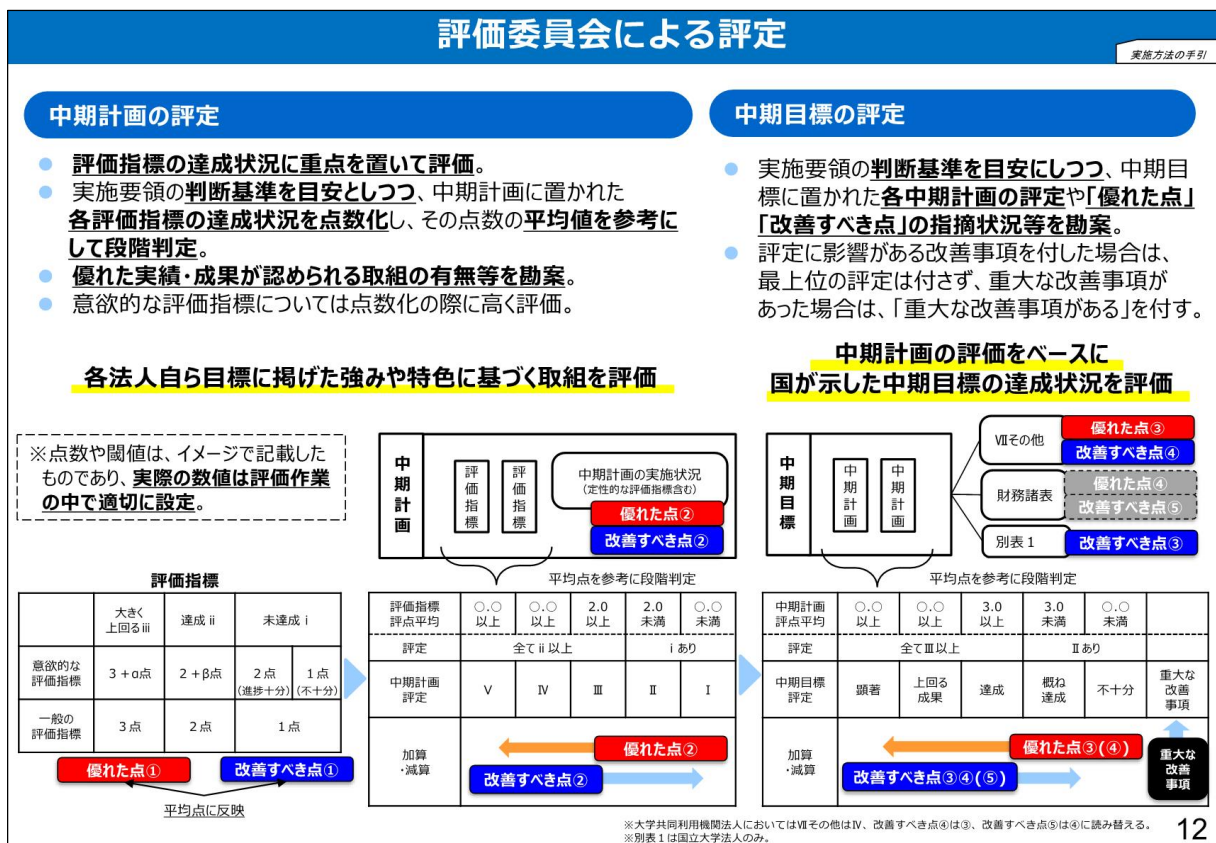
最終的な中期目標の評価を決定づける重要な要素

【検討事項⑤】中期目標、中期計画の段階判定の方法

<方向性>

- 文部科学省国立大学法人評価委員会の段階判定に準拠する。
(資料3-3「第4期の達成状況評価における段階判定イメージ」を参照)
- なお、各段階における閾値については、第3期までの教育研究評価と同様、評価の透明性の観点から、あらかじめ示すものとする。

【文部科学省第4期中期目標期間評価における業務実績評価実施方法に関する説明会 (R6.3.18) 資料1より抜粋】



【参考：評価実施要項（案）意見募集における関連する主な意見】

- ・ 段階判定を行う際には第3期と同様、段階判定結果の機械的な積み上げによって判定がなされるのか。またその判断基準は国と貴機構とで統一がなされる予定か。具体的評価方法は今後、「実績報告書作成要領」や「評価作業マニュアル」等で示されるものと思われるが、判定結果の積み上げルールの公表や、判定基準については「判断する考え方」のような総論的なものでなく判定の根拠となるような具体的な判断基準を公表いただきたい。(6年目終了時評価においても同様)
- ・ 評価指標の段階判定の区分 (P19) について、「達成水準を大きく上回る」とはどの程度の水準なのか、おおよその目安や例示をお示しいただけるとわかりやすい。

【検討事項⑥】意欲的な評価指標の取扱い

<方向性>

- 基本的には、文部科学省国立大学法人評価委員会の取扱いに準拠する。具体的には、以下のとおり。
 - ・ 達成水準を満たした場合には、「優れた点」として抽出する。
 - ・ 達成水準を満たした場合には、他の評価指標に掲げられた達成水準を満たした場合よりも点数化の際に高く評価する。
 - ・ 達成水準を満たしていない場合でも、取組に係る進捗を確認した上で評価する。

【文部科学省第4期中期目標期間評価における業務実績評価実施方法に関する説明会（R6.3.18） 資料1より抜粋】

評価委員会による評価			実施要領
<p>(実施要領2. (1) ②) ウ. 評価委員会による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イ. の検証を踏まえ、中期計画ごとの達成状況を以下の5段階により評価する。 ・ その上で、最終的に中期目標ごとの達成状況を以下の6段階により評価するとともに、優れた点、改善すべき点を、各法人が自主的に行う業務運営の改善に資する観点から分かりやすく指摘する。 ・ なお、法人における適正な業務運営の観点から、中期計画に記載された各学部・研究科等における課程別学生収容定員の充足率が一定程度（90%※）以上となっているかどうか、第4期中期目標期間中の推移を勘案し、評価する。 <small>※ ただし、少数の学生数の増減で割合に影響を与える小規模学部（収容定員400人以下）・研究科（収容定員30人以下）等については80%とする。 <small style="float: right;"><国立大学法人のみ></small></small> ・ 評価は、基本的には各法人の中期目標の達成状況に対するものであり、相对比较するものではないことに十分留意する。 			
評価指標（3段階）	中期計画（5段階）		中期目標（6段階）
進捗状況	評価	判断基準（目安）	評価
達成水準を大きく上回っている（iii）	中期計画を実施し、特に優れた実績を上げている（V）	全ての評価指標がii以上であり、中期計画を実施し、 評価委員会が特に認める場合	中期目標を上回る顕著な成果が得られている
達成水準を満たしている（ii）	中期計画を実施し、優れた実績を上げている（IV）	全ての評価指標がii以上であり、中期計画を実施し、 優れた実績・成果を上げていると判断される場合	中期目標を上回る成果が得られている
達成水準を満たしていない（i）	中期計画を実施している（III）	全ての評価指標がii以上であり、中期計画を実施していると判断される場合	中期目標を達成している
	中期計画を十分に実施しているとはいえない（II）	1つ以上の評価指標がiであり、中期計画を十分に実施しているとはいえないと判断される場合	中期目標をおおむね達成している
	中期計画の実施が進んでいない（I）	1つ以上の評価指標がiであり、中期計画の実施が進んでいないと判断される場合	中期目標の達成状況が不十分である
			中期目標を達成しておらず重大な改善事項がある
			全ての中期計画がIII以上かつ 評価委員会が特に認める場合
			全ての中期計画がIII以上かつ 計画以上の成果が認められる場合
			全ての中期計画がIII以上
			1つ以上の中期計画がII以下
			1つ以上の中期計画がII以下かつ計画どおりの成果が認められない場合
			評価委員会が特に認める場合
<p>・判断基準はあくまで目安であり、個々の評価指標の達成状況だけでなく、中期計画全体としての評価指標の達成状況、</p> <p>※ 意欲的な評価指標の達成水準を満たした場合は、ほかの評価指標の達成水準を満たした場合よりも高く評価するとともに、達成水準を満たしていない場合でも取組に係る進捗を確認した上で評価を行う。</p>			<p>・判断基準はあくまで目安であり、取組の実績、各法人の諸事情等も勘案し、総合的に判断する。</p>

11

【参考：評価実施要項（案）意見募集における関連する主な意見】

- ・ 中期計画の達成状況の評価に当たっての留意事項として『「意欲的な評価指標」に掲げられた達成水準を満たした場合には、ほかの評価指標に掲げられた達成水準を満たした場合よりも高く評価する』とあるが、中期計画の評価は意欲的な評価指標を含む中期計画と含まない中期計画で同じ段階判定が使われるため、中期目標の評価を導く上で意欲的な評価指標の達成に対する評価が見えなくなってしまうのではないか。特記事項に抽出するなど評価方法の具体は検討中と思うが、事前かつ十分な説明をお願いしたい。